

胎内市公告第 17 号

胎内農業振興地域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項で準用する第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該計画の変更案と変更の理由を次により縦覧に供する。

当該計画の変更案に係る当市の住民は、当該計画の変更案について令和 7 年 7 月 30 日（注：縦覧期間満了の日）までに市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 7 年 7 月 30 日（注：縦覧期間満了の日）の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 6 月 30 日

胎内市長 井畑 明彦



1 縦覧場所

胎内市役所 農林水産課（胎内市新和町 2 番 10 号）

胎内市ホームページ

2 縦覧期間

自 令和 7 年 6 月 30 日から

至 令和 7 年 7 月 30 日まで

3 意見の提出、異議の申出

意見の提出、異議の申出に当たっては、農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧場所に備え付けの「胎内農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」、「胎内農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について」によること。